

---

プロジェクト	「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 27 回ディスクロージャー専門委員会及び第 415 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 27 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 8 月 23 日開催）（以下「第 27 回専門委員会」という。）及び第 415 回企業会計基準委員会（2019 年 8 月 26 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

### 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案

#### 【第 27 回専門委員会で聞かれた意見】

##### 修文に関する意見

2. 基準文案<sup>1</sup>の第 28-2 項の検討の過程の第 2 段落は、まず、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合について検討し、その上で、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合についても検討したという旨の記述になっている。しかし前提としては、定めが明らかでないものも含めて重要な会計方針全体として明らかにすることが適当であり、そのために、企業会計原則注解（注 1-2）の定めを会計基準に移管したという立て付けとするべきである。

##### **(対応案)**

基準諮問会議からの提言は「『関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続』に関する注記情報の充実」であったため、まずは当該テーマに対する検討を行ったことを明確にする趣旨で、本項のような提案を行った。

ただし、関連する定めが明らかでない場合及び関連する定めが明らかでない場合において別々の会計基準に記述することは利便性が低いと考えられることか

---

<sup>1</sup> 聞かれた意見における「基準文案」とは、第 27 回専門委員会及び第 415 回企業会計基準委員会にてお示しした基準文案のことを指している。第 27 回専門委員会の基準文案は、本資料の別紙 1 を参照。

ら、合わせて1つの会計基準内に記述したという考え方も可能であり、その点を踏まえて審議事項(5)-6の基準文案の第28-2項において、修正後の文案をお示ししている。

**【第415回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

3. 特に意見は聞かれなかった。

**「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案**

**【第27回専門委員会で聞かれた意見】**

「業界の実務慣行とされている会計処理方法」に関する補足説明が必要であるとの意見

4. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合の例として文案<sup>2</sup>に記述している「(1) 業界の実務慣行とされている会計処理方法」については、今回文案から削除した「企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法」を補足説明として付加した方がわかりやすい。  
また、(1)に関しては、電気事業者及びガス事業者等の規制を受けている企業が想定されていることがわかるような記述とすべきである。

**(対応案)**

審議事項(5)-6の基準文案の第44-4項において、修正後の文案をお示ししている。

**【第415回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

5. 特に意見は聞かれなかった。

以上

<sup>2</sup> 第27回専門委員会及び第415回企業会計基準委員会にてお示した「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案については、本資料の別紙2を参照。

## 別紙 1

**第 27 回専門委員会及び第 415 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案  
(関連する項のみ抜粋)****経 緯**

28-2. 2018 年 11 月に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実について検討することが提言された。この提言を受けて、当委員会では、2018 年 12 月より、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実について審議を開始し、その結果を公開草案として公表することとした。

審議の過程では、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実を行うことを検討する中で、関連する会計基準等の定めが明らかな場合についても会計基準において取扱いを示すことが適切と考えられたことから、企業会計原則注解（注 1-2）の定めをそのまま引き継ぐ方向性で検討が行われた。また、重要な会計方針の開示に関する定めは、会計方針の変更に関する定めと同一の会計基準に記述した方が理解しやすいと考えられたことから、本会計基準を改正することとした。

以 上

## 別紙2

**第27回専門委員会及び第415回企業会計基準委員会にてお示した「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案（関連する箇所のみ抜粋）****■ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合**

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象や取引（以下「会計事象等」という。）に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう（本公開草案第4-2項）。

本公開草案では、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合について、特段、例示をしていないが、当委員会における検討の過程では、業界固有の会計処理の原則及び手続や、会計基準等の開発時に想定していなかった新たな取引や経済事象が出現した場合の会計処理の原則及び手続が該当すると考えられた。これには、例えば、次のような会計処理の原則及び手続を適用する場合で、これらに重要性があるときが含まれると考えられることに留意した。

- (1) 業界の実務慣行とされている会計処理方法
- (2) 対象とする会計事象等自体については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準を含む。）がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続

以上